

地方創生臨時交付金活用事業

横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業 実施する商店会等を募集します

物価高騰等に直面する生活者を支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的として、商店会が主体となって発行する商品券事業に係る経費を補助します

プレミアム率
最大25%

紙の商品券
電子商品券

補助率
プレミアム分
10/10
事務費
3/4



- ☑ 補助対象となる事業：商店会が実施する、紙の商品券 又は 電子商品券 事業
- ☑ 補助対象者：令和8年2月1日時点で横浜市内に存在する ※複数商店会での 商店会、区商店街連合会、市商店街総連合会 共同実施も可能
- ☑ プレミアム率：最大25%
- ☑ 1人当たりの購入上限額：30,000円
- ☑ 補助率及び補助額（上限）：
 - ・ 補助率：プレミアム分 10/10、事務費 3/4
 - ・ 補助額：下記のとおり

⇒R7年度からの変更点等 詳細は裏面へ

商店会商品券

利用店舗数	プレミアム分	事務費
15~29店舗	2,500千円	500千円
30~59店舗	3,125千円	600千円
60~99店舗	3,750千円	750千円
100店舗~	7,500千円	2,200千円

中・広域商品券

	プレミアム分	事務費
市域全体	135,000千円	39,600千円
1区商連 あたり	7,500千円	2,200千円

※事務費…広報宣伝費、委託料、消耗品費など

申請受付 令和8年3月16日（月）から ※予算上限に達し次第受付終了

お問い合わせ

横浜市経済局商業振興課

tel.045-671-3488

ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

● R7年度からの主な変更点 ●

- プレミアム率の上限が変わります。（R8は最大25%）
- 紙・電子商品券の補助上限を同額とし、補助金額を見直します。
- 商店会による「商店街商品券」と、市商連・区商連による「中・広域商品券」の実施時期について、重複可とします。（紙・電子問わず）

中・広域商品券とは？

－区商連、複数の区商連もしくは市商連が共同で実施する、紙の商品券 又は 電子商品券 事業です。

- 商店会からの見積徴収先・発注先を原則市内事業者のみとします。
- 申請時の利用店舗数から実際に利用された店舗数が大幅に少なくなった場合、補助上限額を減額することがあります。
- 販売した商品券の未利用分の原資など、商品券を販売した際の売上や参加料等を収入として取り扱い、商品券事業での収入が支出を上回り収益が生じた場合は、補助金額を減額します。
- 申請にあたり、商店会は「脱炭素取組宣言」が必須となります。
取組宣言はこちらから→



- 生活者支援を目的とした臨時交付金という趣旨を踏まえ、多くの方が購入いただけるよう、以下へのご協力をお願いします。
 - ・商品券の販売金額をなるべく少額にしてください
（例：1,000円や2,000円から購入できるようご配慮をお願いします）
 - ・幅広く広報をしてください。（例：ちらし、自治会町内会回覧、SNS、新聞広告等）また、市HPへの情報掲載が必須となります。



**その他の補助要件や、
申請に必要な手続き・書類等の詳細は
要綱、募集・実施の手引きをご確認ください
横浜市ウェブサイトで公開しています**



URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/shotengai/syohinken/premium_shoutengai.html

横浜市ウェブサイト トップページからの行き方
横浜市トップページ>ビジネス>中小企業支援>商業振興>商店街に向けた支援>
プレミアム付商品券事業>【商店会向け】商店街プレミアム付商品券支援事業